平成２５年（フ）第４７３０号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目34番16―405号
破産者　寺田　光子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７７号
福井県大野市月美町９番５号　グランコート105号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山竹園１丁目24番３―513号
破産者　西岡　英雄
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０３号
大阪市住吉区長居４丁目７番22号
破産者　小手川昇三
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８００号
沖縄県沖縄市大里１丁目23番３号、前住所大阪府茨木市水尾２丁目15番19号
破産者　川原久美子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７８号
沖縄県沖縄市大里１丁目23番３号、申立時の住所大阪府茨木市水尾２丁目15番19号
破産者　川原　武則
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０号
岡山県津山市高野山西436番地11　第36ＡＳＫコーポ305
破産者　奥村　廣枝
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３６号
秋田県にかほ市象潟町字上狐森184番地２
破産者　後藤　大樹
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１１４１号
横浜市南区宮元町３丁目50番地　宮本町斉藤ビル601
破産者　辻村　隆雄
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０２３号
神奈川県大和市下鶴間585番地　クローカスオオキＢ―201
破産者　石塚　達也
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１８３号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目23番２号
破産者　伊藤　知子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１８４号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目23番２号
破産者　伊藤　尚哉
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１８５号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目23番２号
破産者　伊藤　俊介
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２０号
横浜市南区真金町２丁目14番地３　クリオ横浜大通り公園ウエスト401号
破産者　松村　　彰
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７１号
横浜市磯子区杉田６丁目１番14号
破産者　川原　　誠
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
横浜市神奈川区新子安１丁目16番28号　サザンハイツ203号
破産者　谷口　由未
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
新潟県佐渡市中興乙909―８　コーポ大橋101号、開始決定時の住所新潟県佐渡市大和2146番地９
破産者　石塚　典子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第７５号
長野県佐久市北川440番地７
破産者　田中　　透
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５２号
滋賀県長浜市落合町745番地
破産者　林　　敏浩
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
高知市西秦泉寺433番地１　寺尾アパート５号、開始決定時の住所高知県南国市久礼田1282番地の４
破産者　武田　美紀
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係